

事務補佐員(部局)(パートタイム勤務職員)の募集について

このたび、名古屋大学大学院工学研究科 生命分子工学専攻 分子生命環境プロセス講座では、以下の要領により事務補佐員(部局)(パートタイム勤務職員)を募集します。

1. 勤務場所 【雇入れ直後】名古屋大学大学院工学研究科生命分子工学専攻 分子生命環境プロセス講座
(名古屋市千種区不老町工学部1号館)

【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する就業場所

2. 募集人員 事務補佐員(部局)(パートタイム勤務職員) 若干名

3. 業務内容 【雇入れ直後】書類作成、システムへの入力作業、ファイリング、研究費等の会計等一般事務補助、
その他教授秘書業務

【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する業務

4. 募集対象 学歴：大学卒以上

必要な経験等：パソコン操作(パワーポイント、ワード、エクセル)の能力は必須

5. 雇用期間 令和8年2月1日以降可能な限り早期(応相談)～令和8年3月31日

ただし、更新基準に基づく評価のうえ、年度ごとに更新する可能性あり。

※ 業務処理、判断・対応、責任感、勤務態度、協調性、法令規程等の遵守及び法人の予算、業務量等により判断。

更新する場合でも、採用日から5年を限度とする。

最終雇用年齢は65歳に達した年の3月31日まで。

6. 勤務条件 勤務時間：週19～30時間勤務(勤務時間応相談:扶養範囲内など)
※時間外労働有 月平均2時間

休憩時間：12時00分～13時00分

休日：土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

加入保険等：労災保険、雇用条件により共済組合(短期)・厚生年金・雇用保険に加入あり

休暇：年次有給休暇、夏季休暇

受動喫煙措置：原則としてキャンパス内は喫煙禁止

7. 給与等 時間給：1,320円(能力によって1,560円で雇用する可能性があります。)
その他：通勤手当、超過勤務手当

8. 選考方法 書類選考の上、面接を実施し、採否を決定します。

9. 応募方法 履歴書(様式自由。氏名自署・写真貼付のこと。)を提出願います。(郵送可)
封筒に、「事務補佐員応募書類在中」と朱書きして提出してください。

10. 応募期限 令和8年2月27日(金) 12時必着

11. 提出先・問い合わせ先

〒464-8603 名古屋市千種区不老町

名古屋大学大学院工学研究科 生命分子工学専攻 分子生命環境プロセス講座 担当：堀

TEL (052)789-3339 E-mail : khori@chembio.nagoya-u.ac.jp

場所 工学部1号館7階710号室 キャンパスマップ(東山地区・建物配置図 B2⑤番)

<https://www.nagoya-u.ac.jp/extramap/index.html>

12. その他 面接のための交通費は、自己負担とします。

提出いただいた書類は、本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。

「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、
本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の
提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。

13. 募集者 国立大学法人東海国立大学機構

類型該当性の自己申告書

名古屋大学に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外國貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただいております。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局 _____

氏名 _____

類型①に該当 類型②に該当 類型③に該当 いずれにも該当しない

類型①～③に該当する方は下記にその根拠を記載し、エビデンスを提出してください
該当性の根拠

例：〇〇機関に雇用されている、〇〇から資金提供・奨学金を取得している、もしくは
予定

()

エビデンス資料

例：海外機関の雇用証明書(雇用通知書・契約書)、海外機関からの資金提供通知書(個人)、
奨学金の受給通知もしくは申請書など

()

※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理事務局

E-mail : anzen@aip.nagoya-u.ac.jp TEL : 052-747-6702

様式 1

別 紙

類型①

外国法人等(外国大学を含む。)か外国政府等と雇用契約(契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの)又は取締役としての委任契約を締結しているか?

No

Yes

本誓約書の提出先と契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか?

Yes

No

本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか?(通常、大学等では該当しません。)

Yes

No

類型①に該当する。

類型①に該当しない。

類型②

外国政府等から、多額の金銭その他の重大な利益を得ている、又は、得ることを約束しているか?

No

Yes

その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか?

No

Yes

類型②に該当する。

類型②に該当しない。

類型③

上記の他、日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けているか

No

Yes

類型③に該当する。

類型③に該当しない。